<u>(別紙1)事</u>務の内容(2) 「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ) 市町村 地方公共団体 情報システム機構 8-①情報連携 既存住基 市町村CS システム 個人番号カード 7-②送付先情報の通知 ・既存住基システム : 市町村の住民基本台帳事務 送付先情報 管理システム 7-①抽出 3-⑥更新要求 のために、市町村独自にコ ンピュータを導入し、デー タベース化されているシス 送付先情報 都道府県 ファイル 74 1-@本人確認情報の更新通知 本人確認情報 都道府県サーバ 6-②整合性確認 (集約センター) 1-3更新 3-⑤本人確認情報の更新通知 本人確認情報 3-④転入処理 転出証明書 情報 2-(3)本人確認 1-②更新 3-②送信 本人確認情報 1-①届出等 (出生・引越等) 個人番号or ファイル 5-①本人確認情報の照会 4情報等 全国サーバ 住民 担当課 5-②本人確認情報の提供 本人確認情報 2-①住民票の 写しの交付申請等※ 個人番号 本人確認情報 6-①整合性確認用 3-③特例転入 データ送付 6-③確認結果 市町村CS 本人確認情報を記録し、 既存住基システム、都 適府県サーバ、他市町 村CS とデータ交換 を行う。 6-②整合性確認 個人番号 通知 カード等 4-①検索 統合端末 他市町村 (転出地市町村) 本人確認情報等 都道府県サーバ 都適府県サーバ 都適府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都適 府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換 を行う(現在(平成26年6月時点)、全国にある都適府 県サーバは1拠点(集約センター)に集約されている)。 統合端末 市町村CSを利用した業務 2-②本人確認 市町付てSを利用した業務 処理の操作を行う。 住民基本台帳カード又は個 人番号カードを利用した本 人確認業務を行う。 操作者の照合情報を利用し た操作者認証を行う。 転出証明書情報 2-④本人確認 結果通知 3-①送信 全国サーバ 機構に設置される。全国民の本人確認情報を記録、保存す 3-⑤/転入通知》 ※個人番号カードに係る事務(個人番号通知書/個人番号カードの発行・送付など)については地方公共団体情報システム機構(機構)が評価書を作成しますので、 機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。

(備者)

- 1. 本人確認情報の更新に関する事務
- 1-①. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 1-②. 市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。 1-③. 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④. 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①. 住民より、住民票の写し等証明書の交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を 含まない)。
- 2-②、③ 統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-4. 全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-(1). 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-②. 既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する
- 3-③. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- ※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書 情報を消去する。
- ※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CS を経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、3-①・②を 行う。
- 3-④. 既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
- 3-⑤. 市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まな い)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥. 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード 管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-① 住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
- ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対して それぞれ検索の要求を行う。
- 5. 地方公共団体情報システム機構への情報照会に係る事務
- 5-① 地方公共団体情報システム機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 5-② 地方公共団体情報システム機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-① 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて 保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-3. 都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7-①. 既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。 7-②. 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や 個人番号カードの返還情報等を連携する。